

第1章 酒類販売管理者

この章では、酒類の特性及びそれを踏まえた酒類業に対する社会的要請に触れ、酒類販売管理者に求められている役割などについて説明しています。

酒類の特性

酒類の特性を踏まえた社会的要請への取組が酒類業に求められています。

酒類販売管理者の選任

酒類の小売販売場ごとに、酒類販売管理研修を過去3年以内に受けた者のうちから、酒類販売管理者を選任しなければなりません。

酒類販売管理者の役割

酒類の販売業務に関する法令の規定を遵守した業務が行われるよう酒類小売業者に助言し、又は従業員等に指導しなければなりません。

責任者の指名・配置

酒類販売管理者が長時間不在となるなど、酒類販売管理者に代わる責任者を指名し、配置することが求められています。



1 酒類の特性

○ 代表的な嗜好品であること

酒類は代表的な嗜好品の一つです。現在の食生活においては多様な飲食料品が消費されるようになり、酒類以外にも様々な嗜好品がありますが、酒類は其中でも多くの消費者に選択されているものということができます。また、昔から「酒は百薬の長」とも言われています。飲酒の効用として、ストレスや疲れの解消、人間関係の潤滑油、仲間との連帯感の醸成等が挙げられます。

○ 文化・伝統性を有すること

酒類はその国の「食文化」と関わりの深い飲料です。

しかし、近年、食べながら飲むことや地酒（その地域で造られた酒類）と地域の食文化とのつながりが深いといったことへの認識が希薄化しているように思われます。外国で日本食と清酒がセットでブームになっていると聞いて「なるほど」と思われる人も少なくないと思いますが、国内ではあまり認識されていないのではないのでしょうか。

今日、社会経済がボーダーレス化する中で、酒の文化（食と共に）や伝統性（種類や飲み方）を国民や諸外国に対して、どのように訴え得るかが課題となっていますが、そうした視点はまだ弱いようです。

生活水準の向上に伴い、酒類は日常的な飲料となり、これまでのような食とのつながりや家庭内で飲むといったスタイルだけではなくなっています。酒類業者をはじめ社会一般において、改めて酒類のメリットを活かしデメリットを十分認識した飲み方を啓発するといった飲酒教育の必要性が高まってきているといえるのではないのでしょうか。

地域社会の有り様にも関わりますが、かつては地域毎に特色のある酒類が生産され、祭りやハレの日に飲むことで「飲酒文化」が育ち、かつ、「飲酒教育」が行われていました。今後においてもそうした文化・伝統を認識することで、無茶飲みやイッキ飲み、アルコール依存症等の問題を抑止する効果が期待できるのではないのでしょうか。

○ アルコール飲料（致酔性、習慣性を有する）であること

酒類は致酔性飲料であり、これまでも過度の飲酒や致酔性に配慮しない販売姿勢等は事件、事故、トラブルの原因として事が起きるたびに問題視されてきました。

過度の飲酒を助長することが、アルコール依存症などにつながり、健康への影響（生活習慣病の発症）が医療費等を通じた社会的コストの増加につながることを認識する必要があります。

酒類は大人の飲み物として20歳未満の者の興味を引きやすい飲料です。

しかし、20歳未満の者の飲酒は、身体の成長を妨げる、学校生活に悪影響を及ぼし成績の低下につながる、大人に比べて依存がより早期に形成される、違法薬物へと進む入り口となるほか、飲酒開始年齢が若いほど後に飲酒にまつわる危険な行動を取りやすいことが指摘されているなど、多大な悪影響を及ぼします。

近年における酒類の一般商品化、購入アクセスの容易化は、20歳未満の者の飲酒問題、健康への影響の問題等に対する配慮の必要性を拡大させています。

酒類を飲む場が家庭内から家庭外、職場関係から仲間内になり、また、前ページの「文化・伝統性を有すること」でも述べているとおり、酒類の飲み方の文化も大きく変様しています。その中で、人々の生活と地域社会との関わりも希薄になり、20歳未満の者の飲酒問題をはじめ様々な問題を拡大させています。

過度の飲酒が問題視されるのは、飲酒した本人にとどまらず、その周辺の者や全く関係のない第三者にまで影響を与える場合があります。

2 酒類業に対する社会的要請

これまで、酒類業者の責任は、酒類が高率な酒税を課されている財政上重要な物品であること等から、酒税を円滑に確保するということに集約して考えられてきました。

しかし、近年は、これに加えて、前述の酒類の特性等を踏まえ、幅広い観点から次のような社会的要請への取組が酒類業に求められています。

(注) ここでいう「社会的要請」については、経済的な側面からの要請も含むより広い意味合いで使われています。

- ① 消費者ニーズに応えた商品（安全で品質の高い酒類）の供給と、適正な表示（消費者に分かりやすい表示）を含めた酒類に関する情報の消費者への積極的な提供
- ② マナー広告の実施など飲酒教育及び啓発
- ③ 公正な競争の確保のための国税庁の酒類の公正な取引に関する基準や指針、不当廉売や差別対価等への対応についての公正取引委員会の酒類ガイドラインの遵守等による自由かつ公正な取引の確保
- ④ 生産の効率化、流通コストの縮減等効率的な事業経営と酒税の確保への貢献
- ⑤ 20歳未満の者の飲酒防止
- ⑥ 飲酒に起因する各種の事件、事故、トラブル、健康障害の発生防止
- ⑦ リサイクルに関する責任の遂行

3 酒類販売管理者

(1) 酒類販売管理者の制度が設けられた経緯

平成 15 年 9 月 1 日をもって酒類小売業免許の人口基準が廃止されたこと等、酒類小売業免許に係る規制緩和が進展する中で、酒類業を巡る環境の変化を見据え、①酒類業免許の人的要件を整備するとともに、②20 歳未満の者の飲酒防止等の社会的要請の高まりに応え、販売場において法令を遵守した酒類の適正な販売管理を確保するための体制の整備を図る等、所要の措置を講ずる必要があるとして、平成 15 年の通常国会において酒税法及び酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（酒類業組合法）の一部が改正され、酒類小売業者は、酒類の小売販売場ごとに酒類販売管理者を選任しなければならないこととされました。

（注）「酒類の小売販売場」とは、酒類製造業者及び酒類販売業者以外の者に酒類を販売する場所をいいます。

また、酒類小売業者には、酒類製造者又は酒類卸売業者であって、酒類製造者及び酒類販売業者以外の者に販売する者を含みます。

(2) 酒類販売管理研修

研修実施団体が行う酒類の販売業務に関する法令に係る研修を、酒類販売管理研修といいます。これは酒類販売管理者が、20 歳未満と思われる者に対する年齢確認の実施及び酒類陳列場所における表示など酒類の販売業務を行うに当たって遵守すべき法令に関する事項のほか、アルコール飲料としての酒類の特性や酒類の商品知識等を修得することにより、その資質の向上を図り、もって販売場における酒類の適正な販売管理の確保等について実効性を高めることを目的として実施されるものです。

酒類販売管理研修が義務化されました

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（酒類業組合法）が一部改正となりました

近年、酒類販売を取り巻く環境が大きく変化する中で、20 歳未満の者の飲酒防止をはじめとした酒類販売に対する社会的要請は一層高まっています。これらに適切に対応するためには、酒類販売管理者の果たす社会的役割が非常に重要となります。

平成 28 年 6 月に酒類業組合法が一部改正され、平成 29 年 6 月より、酒類小売業者は、酒類販売管理研修を過去 3 年以内に受けた者のうちから、酒類販売管理者を選任しなければならないこととなりました。

また、常に新たな知識を修得していただく必要があることから、酒類小売業者は、酒類販売管理者に、前回の受講から 3 年を超えない期間ごとに酒類販売管理研修を受講させなければなりません。

(3) 標識の掲示

酒類小売業者は、酒類の小売販売場ごとに、公衆の見やすい場所に、酒類販売管理者の氏名や酒類販売管理者研修の受講事績等を記載した標識を掲げなければなりません。

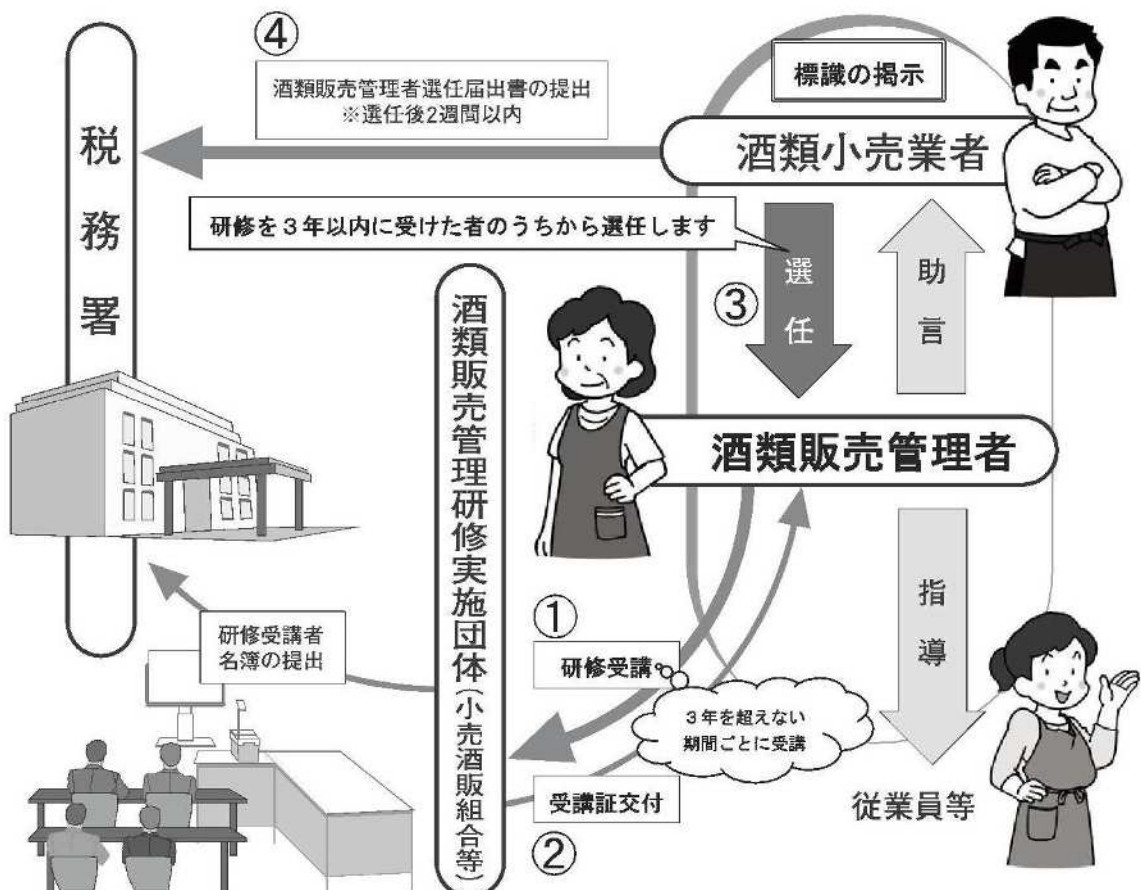
販売場に掲げる「標識」のイメージ

酒 類 販 売 管 理 者 標 識	
販売場の名称及び所在地	国税酒店 千代田区霞が関3-1-1
酒類販売管理者の氏名	国税 太郎
酒類販売管理研修受講年月日	令和2年4月1日
次回研修の受講期限	令和5年3月31日
研修実施団体名	霞が関小売酒販組合

標識の様式例については、国税庁のホームページからダウンロードすることができます。

カタログ等（インターネット等によるものを含む）を利用した通信販売を行う場合、カタログ等に酒類販売管理者の氏名や酒類販売管理研修の受講事績等の表示が必要です。カタログ等の見やすい場所に表示をお願いします。

酒類販売管理者選任までの流れ



《ポイント》

○ 酒類小売業者が遵守すべき事項

＜酒類販売管理者の選任＞

- 1 酒類小売業者は、その販売場において酒類の販売業務を開始するときまでに酒類販売管理者を選任する必要があります。
- 2 酒類販売管理者は、酒類の販売業務に従事する者で酒類販売管理研修を過去 3 年以内に受けた者のうち、次に掲げる者から選任してください。
 - ① 引き続き 6 か月以上の期間継続して雇用を予定している者
 - ② 他の販売場で酒類販売管理者に選任されていない者
- 3 酒類販売管理者を選任（または解任）したときは、2 週間以内に「酒類販売管理者選任（解任）届出書」を販売場の所在地を所轄する税務署に提出する必要があります。
- 4 未成年者であるなど、一定の要件（酒類業組合法第 86 条の 9 第 2 項）に該当する者は酒類販売管理者に選任できません。
- 5 酒類販売管理者として選任した者が欠けた場合は、速やかに新しい酒類販売管理者を選任しなければなりません。

＜酒類販売管理研修の受講・標識掲示＞

- 1 酒類小売業者は、酒類販売管理者に、前回の受講から 3 年を超えない期間ごとに酒類販売管理研修を受講させなければなりません。
- 2 酒類小売業者は、酒類の小売販売場ごとに、公衆の見やすい場所に、酒類販売管理者の氏名や酒類販売管理研修の受講実績等を記載した標識を掲げなければなりません。

＜罰則＞

- 1 酒類販売管理者を選任しなかった場合には 50 万円以下の罰金に処されることがあります。
- 2 「酒類販売管理者選任（解任）届出書」を税務署に提出しなかった場合には、10 万円以下の過料に処されることがあります。
- 3 酒類販売管理者に、前回の受講から 3 年を超えない期間ごとに酒類販売管理研修を受講させない場合、勧告、命令を経て 50 万円以下の罰金に処されることがあります。

※ 罰金刑に処された場合には、酒類販売業免許の取消要件に該当します。

(4) 酒類販売管理者の役割

酒類の小売販売における社会的要請への取組としては、法令上の義務の履行から、消費者の利便性確保等のための自主的取組まで様々なものが考えられますが、酒類は国民の生活に大変関わりの深い飲料であり、個々の販売場においては、これらの要請にしっかりと応えていく必要があります。

その中で、酒類販売管理者は、その選任された酒類の小売販売場において、酒類小売業者又は酒類の販売業務等に従事する者に対し、これらの者が酒類の販売業務に関する法令の規定を遵守してその業務を実施するために必要な助言又は指導を行います。

具体的な指導内容を例示すると、次のとおりです。

- ① 酒類と他の商品との明確な区分陳列
- ② 酒類の陳列場所における「酒類の売場である」又は「酒類の陳列場所である」旨及び「20 歳以上の年齢であることを確認できない場合には酒類を販売しない」旨の適正な表示
- ③ 酒類自動販売機の適切な管理及び表示基準に基づく適正な表示
- ④ ポスターの掲示、店内放送などによる 20 歳未満の者の飲酒防止及び適正飲酒等の注意喚起
- ⑤ 20 歳未満と思われる者に対する年齢確認の実施
- ⑥ 酒類の特性、商品管理等の知識の普及
- ⑦ その他酒類の販売業務に関する法令の知識の普及

なお、これら酒類販売管理者が行う助言や指導について、酒類小売業者は税務署に報告することが求められています。

《ポイント》

○ 酒類小売業者の報告義務

①から⑦に掲げる事項の税務署への報告については、『二十歳未満の者の飲酒防止に関する表示基準』の実施状況等報告書』を販売場の所在地を所轄する税務署に提出することにより行います。

毎年4月末日（4月末日が土曜日、日曜日、休日の場合は翌週の月曜日またはその翌日）が提出期限となっていますので、提出漏れのないようご注意ください。

(5) 酒類販売管理者に代わる責任者

酒類の適正な販売管理の実効性を確保するために、酒類販売管理者が、その選任された販売場に長時間不在となるときなど、次の①～⑦に掲げるいずれかに該当する場合には、その販売場において酒類の販売業務に従事する者の中から酒類販売管理者に代わる者を「責任者」として必要な人数を指名し、配置するよう国税当局から指導が行われています。

この責任者は、成年者を指名することが望ましく、特に夜間（23 時～翌日 5 時）においては成年者を指名し、配置するよう指導が行われています。

（注）満 18 歳未満の者を午後 10 時から午前 5 時までの間業務に従事させた場合、労働基準法違反に該当し、懲役又は罰金の刑に処される場合があります。

○ 酒類販売管理者に代わる責任者の指名の基準

① 夜間において、酒類の販売を行う場合

② 酒類販売管理者が常態として、その選任された販売場に長時間（2～3 時間以上）不在となることがある場合

③ 酒類売場の面積が著しく大きい場合（100 平方メートル以上の場合）

この場合、100 ㎡を超えるごとに、1 名以上の責任者を指名することが求められています。

④ 同一建物内において酒類売場を設置している階が複数ある場合

この場合、酒類販売管理者のいない各階ごとに、1 名以上の責任者を指名することが求められています。ただし、レジスター等により代金決済をする場所が各階になく 1 か所にしかない場合で、かつ、酒類販売管理者のみで酒類の適正な販売管理が確保できると認められる場合は、酒類販売管理者に代わる責任者を指名しなくても差し支えないものとされています。

⑤ 同一の階にある複数の酒類売場が著しく離れている場合（20 メートル以上離れている場合）

⑥ 複数の酒類売場が著しく離れていない場合であっても、同一の階において酒類売場の点在が著しい場合（3 か所以上ある場合）

⑦ その他酒類販売管理者のみでは酒類の適正な販売管理の確保が困難と認められる場合

【参考 1】主要酒類の酒税等負担率表

(令和2年 12 月現在)

品 目 \ 区 分	容 量	アルコール分	代表的なものの小売価格 (税込) ①	酒 税 額 ②	消費税額 ③	酒税等負担率 (②+③)／①
	ml	%	円	円	円	%
ビール	633	5.0	352	126.60	32.00	45.1
	350	5.0	219	70.00	19.91	41.1
発 泡 酒 (麦芽比率 25%未満のもの)	350	5.5	168	46.99	15.27	37.1
そ の 他 の 醸 造 酒 (発 泡 性) ②	350	5.0	160	37.80	14.55	32.7
リ キ ュ ー ル (発 泡 性) ②	350	5.0	160	37.80	14.55	32.7
清 酒	1,800	15.0	2,035	198.00	185.00	18.8
果 実 酒	720	11.0	770	64.80	70.00	17.5
連 続 式 蒸 留 焼 酎	1,800	25.0	1,510	450.00	137.27	38.9
単 式 蒸 留 焼 酎	1,800	25.0	1,878	450.00	170.73	33.1
ウ イ ス キ ー	700	43.0	2,068	301.00	188.00	23.6

- (注) 1 清酒、果実酒、連続式蒸留焼酎、単式蒸留焼酎及びウイスキーの小売価格(税込)は、大手主要銘柄のメーカー参考小売価格を基に算出した。
 また、ビール、発泡酒、その他の醸造酒及びリキュールはオープン価格であるため、大手コンビニエンスチェーンにおける代表的な小売価格を掲げた。
 なお、ビール(633ml)には容器保証金(5円)が含まれている。
- 2 その他の醸造酒(発泡性)②及びリキュール(発泡性)②とは、ホップ又は財務省令で定める苦味料を原料の一部とした酒類で平成 29 年改正法附則第 36 条第 2 項第 3 号に該当するものをいう。
- 3 消費税率は 10%で計算している。

【参考2】酒類販売管理者選任（解任）届出書様式及びその記載例

届出書は国税庁ホームページでダウンロードできます。

記載例

酒 税	
令和〇〇年〇〇月〇〇日	
財務大臣 殿	
※ 販売場の所轄税務署に提出してください。	
届出者 住所 千代田区霞が関〇丁目〇番〇号 氏名（名称） 〇〇商事株式会社 代表取締役 〇〇 太郎	
酒類販売管理者選任（解任）届出書	
酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第86条の9第4項の規定により、下記のとおり酒類販売管理者の選任（解任）について届け出ます。	
記	
1 販売場の名称及び所在地 (名 称) 〇〇マート 大手町店 (所 在 地) 千代田区大手町〇丁目〇番〇、△番△	
2 酒類販売管理者の氏名、住所及び生年月日 ○ 選任した酒類販売管理者 (フリガナ) マチジロ ジロウ (氏 名) 〇〇 次郎 (住 所) 〒165-0025 中野区新井△-△-△ (生年月日) 大正 昭和 平成 令和 45年 1月 11日 ○ 解任した酒類販売管理者 (フリガナ) (氏 名) (住 所) 〒 (生年月日) 大正 昭和 平成 令和 年 月 日	
3 酒類販売管理者の役職名等 ○ 選任した酒類販売管理者 〇〇マート 大手町店 店長 ○ 解任した酒類販売管理者	
4 酒類販売管理者の選任（解任）年月日 ☑ 選 任 平成 令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日 □ 解 任	
5 酒類販売管理研修の受講年月日及び研修実施団体の名称 (受講年月日) 平成 令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日 (実施団体名) 〇〇小売酒販組合	
6 雇用期間 令和〇〇年 4月 1日から 年 月	
7 従事させる業務内容 店舗の運営・管理、従業員への指導	
8 解任の理由 ※ 例を参考に具体的な業務内容を簡記してください。	
※ 税務署整理欄 入力年月日 担当者	

- (備考) 1 「雇用期間」欄には、雇用期間の定めがない場合は、雇用した年月日を記載してください。
 2 選任届出書は、8に掲げる事項の記載は要しません。
 3 解任届出書は、5から7に掲げる事項の記載を要しません。
 4 酒類販売管理者の選任及び解任を同日付で行った場合にあっては、選任及び解任した酒類販売管理者に関し、2及び3に掲げる事項について併記し届け出ることができます。
 5 選任届出書は、酒類販売管理研修の受講証の写しを添付してください。

【参考3】「二十歳未満の者の飲酒防止に関する表示基準」の実施状況等報告書様式

報告書は国税庁ホームページでダウンロードできます。

CC1-3007

「二十歳未満の者の飲酒防止に関する表示基準」の実施状況等報告書

酒 税

1
面

令和 年 月 日		※税務署整理欄		局署番号	整理番号
税務署長 殿		(住所)		(電話)	
101 (店舗全体の面積)		報		局 番	
102 (酒類売場の面積)		告		(氏名又は名称及び代表者氏名)	
103 (免許条件)		者		(酒類小売売場の所在地及び名称)	
1: 製造				104 (営業時間) (注)24時間表記で記載してください。	
2: 小売業 (卸小売業を含む)				時 分 ~ 時 分・24時間	
3: 期限付小売業 (免許期間: 令和 年 月 日 ~ 年 月 日)				(定休:)	
105 (酒類小売売場の業態等の区分)					
1: 一般酒販店 (酒屋、酒類専門店等) 2: コンビニエンスストア 3: スーパーマーケット 4: 百貨店					
5: 1~4以外の量販店 (ディスカウントストア等) 6㉔: 業務用卸主体店 6㉕: ホームセンター・ドラッグストア					
6㉖: その他 (生活協同組合、農業協同組合、ギフトショップ、ビザ宅配店、弁当・惣菜店、果物店、生花店、菓子店等)					
106 令和 年 4月 1日現在、酒類の販売 (売場のみではなく、通信販売等すべての酒類販売) を行っていない場合は、酒類の販売を行っていない理由に○印を付し、1及び2については、年月を記入してください。					
酒類の販売を行っていない場合は、102及び107以降の項目については記載不要です。					
1: 令和 年 月以降販売予定 2: 平成・令和 年 月まで販売していたが現在販売していない 3: その他					
令和 年 4月 1日現在 (期限付酒類小売業免許を受けた者は上記の免許期間) における二十歳未満の者の飲酒防止に関する表示基準 (以下「表示基準」という。) の実施状況、酒類販売管理者に関する事項及び経営に関する情報について、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第91条及び同法施行規則第11条の20の規定により報告します。また、酒類の適正な販売管理の確保のための取組状況及び自動販売機の設置状況等について併せて報告します。					

《表示基準の実施状況》

項 目	区 分	※税務署整理欄 (実態確認状況)
表示基準の実施状況等	1 酒類の陳列場所を設けて販売している。 「いいえ」に「○」を付した方は、次の(1)及び(2)の記載は不要です。	107 ☐ 適 ☐ 不適
	(1) 酒類の陳列場所に、表示基準に則って「酒類の売場である」又は「酒類の陳列場所である」旨及び「20歳以上の年齢であることを確認できない場合には酒類を販売しない」旨の表示を行っている。	108 ☐ 適 ☐ 不適
	(2) 酒類の陳列場所が壁等により他の商品の陳列場所と明確に分離されていない場合は、明確に区分するための表示 (「陳列されている商品が酒類である」旨及び「20歳以上の年齢であることを確認できない場合には酒類を販売しない」旨の表示) を行っている。	109 ☐ 適 ☐ 不適
	2 酒類の通信販売 (インターネットを含む) を行っている。 (注) 1 この表示基準でいう「通信販売」とは、「通信販売酒類小売業免許」を付与されて行うものに限り、一般酒類小売業者が免許条件の範囲内で行う通信販売を含み、商品の内容・価格などをカタログ、新聞折込チラシなどで提示し、郵便、電話、ファックスなどの方法で注文を受けて行う販売をいいます。 2 「いいえ」に「○」を付した方は、次の項目の記載は不要です。	110 ☐ 適 ☐ 不適
	インターネットで酒類の販売を行っている。	111 ☐ 適 ☐ 不適
	酒類の通信販売 (インターネットを含む) における広告、カタログ、申込書、納品書等に、表示基準に則って「20歳未満の者に対しては酒類を販売しない」旨の表示を行っている。	112 ☐ 適 ☐ 不適
酒類の購入申込書等に年齢記載欄を設けている。	113 ☐ 適 ☐ 不適	
3 酒類の自動販売機を設置している。 (注) 酒類の自動販売機を設置している場合は、4面の《酒類の自動販売機に対する表示基準の実施状況等》にも記載してください。	114 ☐ 適 ☐ 不適	
※税務署整理欄		担当者印

《酒類販売管理者に関する事項》

酒 類 販 売 管 理 者 関 係	1 過去3年以内に酒類販売管理研修を受講した者のうちから酒類販売管理者を選任している。 右の()で「はい」の場合は酒類販売管理者の氏名、年齢及び直近の酒類販売管理研修の受講年月日 氏名 (歳) 受講年月日 平成・令和 年 月 日	はい・いいえ	115	☐ 適 ☐ 不適
	2 酒類販売管理者選任届出書を提出している。	はい・いいえ	116	☐ 適 ☐ 不適
	3 販売場の見やすい場所に酒類販売管理者の氏名や酒類販売管理研修の受講事績等を記載した標識を掲示している。	はい・いいえ	117	☐ 適 ☐ 不適
	4 酒類販売管理者は、酒類小売業者に対し、酒類の販売業務を行うに当たって遵守すべき法令（表示基準の遵守、20歳未満の者の飲酒防止等）に基づいた適正な販売管理の確保を図るための措置及び酒類の販売業務に従事する従業員等に対する指導が徹底されるための体制の整備に関する事項を助言している。	はい・いいえ	118	☐ 適 ☐ 不適
	5 酒類販売管理者は、酒類の販売業務に従事する従業員等に対し、酒類の販売業務を行うに当たって遵守すべき法令（表示基準の遵守、20歳未満の者の飲酒防止等）に関する事項について指導を行っている。	はい・いいえ	119	☐ 適 ☐ 不適

《経営に関する情報》

《経営に関する情報》は、酒類小売販売場単位の売上高等ではなく、売上高等を記入してください。

2以上の酒類小売販売場を有する場合には、次の酒類小売販売場が

- ① 本店所在地（所得税又は法人税の納税地）に所在する酒類小売販売場
- ② ①に該当しない場合 本店所在地の管轄税務署内のいずれかの酒類小売販売場
- ③ ①及び②に該当しない場合 本店所在地の都道府県内のいずれかの酒類小売販売場
- ④ ①、②及び③に該当しない場合 報告書を提出するいずれかの酒類小売販売場

個人事業者の方は令和元年年分、法人の方は平成31年1月1日～令和2年12月31日について、損益項目を記載してください（千円未満四捨五入、マイナスイメージはマイナスで記載してください）。また、従業員数については、事業年度末の従業員数を記載してください。なお、期限付小売業の方、酒類の卸売業と小売業を兼業している方が50%に満たない場合は、記載不要です。

ご注意ください！

複数の販売場をお持ちの場合は、いずれか1つの販売場（本店又は任意の販売場）の報告書にのみ記載してください。

（全ての販売場の報告書に記載する必要はありません。）

記載は千円単位ですので、桁誤りのないようお願いします。

損 益 項 目 等	従業員数（201）	人	販売場ごとではなく、全ての販売場を合算した数							
	総売上高（202）					0	0	0	円	個人（青色申告）：青色申告決算書の①売上金額 個人（白色申告）：収支内訳書の④収入金額の計 法人：損益計算書の売上高
	内酒類小売による売上高（203）					0	0	0	円	「総売上高（202）」の内、酒類を販売した金額
	売上総利益（204）					0	0	0	円	個人（青色申告）：青色申告決算書の②差引金額 個人（白色申告）：収支内訳書の⑤差引金額 法人：損益計算書の売上総利益
	内酒類小売による売上総利益（205）					0	0	0	円	「売上総利益（204）」の内、酒類を販売した金額に係る売上総利益
	営業利益（206）					0	0	0	円	個人（青色申告）：青色申告決算書の③差引金額 個人（白色申告）：収支内訳書の⑥専従者控除前の所得金額 法人：損益計算書の営業利益
	内酒類小売による営業利益（207）					0	0	0	円	「営業利益（206）」の内、酒類を販売した金額に係る営業利益
	税引前純利益（208）					0	0	0	円	個人：所得税の確定申告書第（第一表）の⑧所得金額合計 法人：損益計算書の税引前純利益
	酒類に係る受取りペー（209）					0	0	0	円	

《酒類の適正な販売管理の確保のための取組状況》 ※任意記載事項ですが、記載していただくようお願いいたします。

項 目	区 分	※税務署整理欄 (実態確認状況)
20歳未満の者の 飲酒防止関係	1 20歳未満と思われる者に対して、年齢確認を行っている。	はい・いいえ 120 ☐ 有 ☐ 無
	2 20歳未満の者の飲酒防止を啓発するための店内放送、店頭・売場等への表示、ポスターの掲示等を行っている。	はい・いいえ 121 ☐ 有 ☐ 無
飲 酒 運 転 関 係	1 酒類の陳列場所、店頭、レジ等に「飲酒運転は禁止されている」旨の表示又は飲酒運転の防止に関するポスターの掲示を行っている等、飲酒運転防止のための取組を行っている。	はい・いいえ 122 ☐ 有 ☐ 無
	2 自動中等で来店したと思われる者に対して「飲酒運転をしないように」といった一声運動を行っている。	はい・いいえ 123 ☐ 有 ☐ 無
酒 類 容 器 リサイクル関係	1 リターナブルびん（ビールびんや清酒の二升びんなどの繰り返し使用されるびん）を使った酒類を販売している。	はい・いいえ 124 ☐ 有 ☐ 無
	2 リターナブルびんの回収を行っている。	はい・いいえ 125 ☐ 有 ☐ 無
	3 消費者が販売場に容器を持参した場合の回収マニュアルを定めており、これに基づき酒類容器のリサイクルに積極的に取り組んでいる。	はい・いいえ 126 ☐ 有 ☐ 無
	4 酒類の陳列場所、店頭、レジ等に「リターナブルびんの回収を行っている」旨の表示を行っている。	はい・いいえ 127 ☐ 有 ☐ 無
適正飲酒	適正飲酒を啓発するための店内放送、店頭・売場等への表示、ポスターの掲示等を行っている。	はい・いいえ 128 ☐ 有 ☐ 無
酒類販売管理者に代わる責任者	《酒類販売管理者に代わる責任者の人数》 129 総数： 名	
	《酒類販売管理者に代わる責任者の氏名・指名の基準》	
	氏 名（年 齢）	指名の基準 (注)
	氏 名（年 齢）	指名の基準 (注)
	氏 名（年 齢）	指名の基準 (注)

責任者を指名している場合は、記載漏れのないよう
お願いします。

(注)「指名の基準」欄には、次の《責任者の指名の基準》のいずれかに該当する番号を記載してください。

番号	基 準
1	夜間（23時から翌日5時）において、酒類の販売を行う場合（成年者の指名をお願いします。）
2	酒類販売管理者が常態として、その選任された販売場に長時間（2～3時間以上）不在となることがある場合
3	酒類売場の面積が著しく大きい場合（100平方メートルを超えるごとに、1名以上の責任者を指名）
4	同一建物内において酒類売場を設置している階が複数ある場合（酒類販売管理者のいない各階ごとに、1名以上の責任者を指名）
5	同一の階にある複数の酒類売場が著しく離れている場合（20メートル以上離れている場合）
6	複数の酒類売場が著しく離れていない場合であっても、同一の階において酒類売場の点在が著しい場合（3か所以上ある場合）
7	その他酒類販売管理者のみでは酒類の適正な販売管理の確保が困難と認められる場合

【記 載 要 領】

- 1 酒類小売業者の方は、酒類小売販売場ごとにこの報告書を作成し、4月30日まで（期限付小売業者の方は、販売期間終了後から1週間以内）に販売場を所轄する税務署に提出してください。
- 2 該当する「番号」、「はい」、「いいえ」、「有」、「無」等に○印を付してください。
- 3 「※ 税務署整理欄」には、何も記載しないでください。

※ 酒類の自動販売機を設置している場合は、次ページ4面《自動販売機の設置状況等》を記載してください。

《自動販売機の設置状況等》

順	号	301	401	501	601	※税務署登録 (実態確認状況)
自動販売機の設置年月		昭平 令	昭平 令	昭平 令	昭平 令	2
自動販売機の種類		改良型・改良型以外	改良型・改良型以外	改良型・改良型以外	改良型・改良型以外	3
自動販売機の設置位置		店内・店外	店内・店外	店内・店外	店内・店外	4
酒類自動販売機に係る 表示基準の実施状況等	20歳未満の者の飲酒は 禁止されている旨	有・無	有・無	有・無	有・無	5
	免許者の氏名 又は名称	有・無	有・無	有・無	有・無	6
	酒類販売管理者 の氏名	有・無	有・無	有・無	有・無	7
	連絡先の所在地 及び電話番号	有・無	有・無	有・無	有・無	8
	販売停止時間	有・無	有・無	有・無	有・無	9
店外の改良型以外の酒類自動 販売機の撤廃予定の状況等	(1) 撤廃の予定等を次 から1つ選択し記号 を○で囲んでください。 《イ 早急に撤廃予定 ロ 早急に改良型に切替予定 ハ 稼働させていない ニ 撤廃する予定はない》	イ・ロ・ハ・ニ	イ・ロ・ハ・ニ	イ・ロ・ハ・ニ	イ・ロ・ハ・ニ	10
	(2) (1)で「イ」又は「ロ」 を選択した場合には 撤廃予定日又は改良 型への切替予定日を 記載してください。	撤廃等予定年月日 年 月 日	撤廃等予定年月日 年 月 日	撤廃等予定年月日 年 月 日	撤廃等予定年月日 年 月 日	11
	(3) (1)で「ニ」を選択し た場合には撤廃しな い具体的な理由を右 欄から選択し記号を ○で囲んでください。	a 経済的な理由（売上高の減少、撤廃・改良型切替の費用負担困難） b 周辺地域の酒販店が撤去していない c その他 具体的に：				12
表示基準を 遵守しない理由	(1) 表示基準を遵守し ない場合その理由を 次から1つ選択し記 号を○で囲んでくだ さい。 《イ 基準を知らなかった ロ 基準を理解していなかった ハ 表示し忘れていた ニ 消えていたことに気付かなかった》	イ・ロ・ハ・ニ	イ・ロ・ハ・ニ	イ・ロ・ハ・ニ	イ・ロ・ハ・ニ	13
	(2) 表示基準を遵守し た表示を行う予定日 を記載してください。	表示予定年月日 年 月 日	表示予定年月日 年 月 日	表示予定年月日 年 月 日	表示予定年月日 年 月 日	14
販売停止等のための タイマーの設置の有無		有・無	有・無	有・無	有・無	15
レクタボタン部分への 酒類である旨の表示の有無		有・無	有・無	有・無	有・無	16

※1 「自動販売機の種類」欄は、設置している自動販売機が改良型自動販売機である場合には「改良型」を、改良型以外の自動販売機である場合は「改良型以外」を○で囲んでください。

【注】 改良型自動販売機
は、20歳未満の者の飲酒の
禁止や運転免許証の読み

酒類の自動販売機を設置している場合は、
記載漏れのないようお願いします。

稼働可能となる等、20歳未
満の酒類自動販売機にカード
読み取り機能を付与する。

2 「自動販売機の設置位置」欄は、設置している自動販売機が店内に人らなければ購入する
ことができない状態となっている場合には「店内」を、それ以外の場合には「店外」を○で囲んでください（例：店舗の敷
地内であっても屋外に設置されている場合には「店外」となります。）。

3 「店外の改良型以外の酒類自動販売機の撤廃予定の状況等」欄の(1)は、店外に改良型以外の酒類の自動販売機を設置し
ている場合に、その撤廃予定の状況等をイからニのうちのの一つを選択し、記載欄の該当箇所を○で囲んでください。

【参考】 全国小売酒販組合中央会は、平成7年5月に、平成12年5月を期限とする現行の酒類自動販売機の撤廃決議を行い、国税庁とし
ても、平成7年7月に「酒類自動販売機に係る取扱指針」を制定し、酒類販売業者に対して、新たに酒類自動販売機を設置する場
合においては、改良型自動販売機以外は設置しない、また、改良型自動販売機以外の酒類自動販売機については、撤廃又は改良型
自動販売機への切換えを行うよう必要な助言を行ってきています。

【メ モ】